

## 第 10 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成24年10月18日(木)午後2時00分

場 所 津市白山庁舎 2階 205会議室

出席部会委員 おおい25大井 かずし一司・かさい26笠井 かつみ克己・すずき27鈴木 てるまさ照正・たぐち28田口 よしのり慶則  
ほりかわ29堀川 ただしげ忠重・もろと30諸戸 よしあき善昭・たなか31田中 たけつぐ竹次・もりやま33守山 たかゆき孝之  
いけだ35池田 まさし昌司・もりた36森田 まさたか正孝・あかほり37赤堀 よしお嘉夫・はぎの39萩野 ただし忠司  
むかいだ40向田 ただみ忠美・わたなべ48渡邊 てるかず晃一

以上14名

欠席部会委員 会長野田 悟・38中川 和雄・42片岡 眞郁

出席部会員外委員 34浅井 競

議 長 第2農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 飯田事務局長・市川調整担当参事・中西担当副主幹

総合支所 久居：加賀主査 一志：片山担当主幹 白山：木下担当副主幹  
美杉：松永主査

議事録署名者 たぐち28田口 よしのり慶則・むかいだ40向田 ただみ忠美

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について  
報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権移転)  
報告第5号 買受適格証明願(競売)について  
報告第6号 時効取得による所有権の移転について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(農業委員会許可・所有権移転)  
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について(農業委員会許可)  
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消について(農業委員会許可・所有権移転)  
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(農業委員会許可・賃貸借権)  
議案第5号 非農地証明願について  
議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について <別冊>

議 事 の 大 要

議長 それでは、第10回第2農地部会を開会させていただきます。  
きょう、欠席いただいているのは、野田会長と、それと片岡委員、中川委員、3名ですので、よろしくお願いします。  
本日、議事録署名委員を指名させていただきますので、よろしくお願いします。  
28番 田口委員、40番 向田委員、ご兩人よろしくお願いします。  
本部会に付議されました議案につきましては、先ほど事務局長より説明がありましたとおりですので、よろしくお願いします。  
まず初めに、会長の専決等の報告事項に入ります。報告第1号から報告第6号につきまして、事務局から一括して報告願います。

事務局 失礼します。  
議案書の1ページをお願いいたします。  
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。  
番号1、地区 久居、借り人\_\_\_\_、貸し人\_\_\_\_、申請地 川方町城ノ越\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも田、面積495㎡、外10筆で、合計面積5,301㎡。  
これにつきましては、農用地利用権設定を貸し人、借り人の双方の合意に基づき解約をいたしたものであります。  
そのほか、2番から4番についても、同じく利用権設定を合意解約したものであります。  
以上、件数は4件で、12,846㎡。その内容は田でございます。  
3ページをお願いいたします。  
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。  
番号1、地区 久居、届出者\_\_\_\_、届出地 新家町落合\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも畑、面積568㎡、外15筆で、合計15,973㎡。  
取得年月日 平成23年9月29日、取得事由は、\_\_\_\_からの相続で、あっせん等の希望はございません。  
番号2、地区 久居、届出者\_\_\_\_、届出地 新家町下松ノ中\_\_\_\_番、台帳地目 畑、現況地目 田、面積204㎡、外1筆で、合計1,390㎡。  
取得年月日 平成23年2月6日、取得事由は、\_\_\_\_からの相続で、あっせん等の希望はございません。  
番号3、地区 榊原、届出者\_\_\_\_、届出地 榊原町合ヶ山\_\_\_\_番、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積1,276㎡、外11筆で、合計6,100㎡、取得年月日は平成24年5月2日、取得事由は、松田 利美からの相続で、あっせん等の希望はございません。  
番号4、地区 波瀬、届出者\_\_\_\_、届出地 一志町波瀬井ノ口\_\_\_\_番、台帳地目 田、現況地目 畑、面積499㎡、外9筆で、合計6,282㎡、取得年月日は平成23年2月13日、取得事由は、\_\_\_\_からの相続で、あっせん等の希望はございません。  
番号5、地区 大三、届出者\_\_\_\_、届出地 白山町二本木市川原\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積862㎡、外6筆で、合計11,486㎡、取得年月日は平成24年6月22日、取得事由は、\_\_\_\_からの相続で、あ

っせん等の希望はございません。

以上、件数は5件で、41, 231㎡、内容は田32, 206㎡、畑9, 025㎡でございます。

恐れ入ります、6ページをお願いいたします。

報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。

番号1、地区 久居、届出者\_\_\_\_\_、届出地 牧町北浦\_\_\_\_\_番、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積201㎡、外1筆で、合計208.01㎡。

これにつきましては、届出者は届出地において貸し駐車場用地として整備しようとするものでございます。

市街化区域であり、また届出に係る要件を具備していますことから、届け出を受理いたしましたものです。

報告第3号は、以上1件で、208.01㎡、内容は畑でございます。

恐れ入ります、7ページをお願いいたします。

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、譲受人\_\_\_\_\_、譲渡人\_\_\_\_\_、申請地 久居新町番、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積49㎡。

これにつきましては、申請地には、昭和34年3月ごろから、譲渡人の住宅敷地の一部として一体利用されてきてしてしまいましたが、市街化区域内であり、始末書の提出もありますことから追認しましたものでございます。

番号2、地区 久居、譲受人\_\_\_\_\_、譲渡人\_\_\_\_\_、申請地 久居射場町\_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 165㎡。

これにつきましては、譲受人は、譲渡人より当該土地を譲り受け、駐車場用地及び進入用道路用地として整備しようとするものであります。

以上、件数は2件で、214㎡、内容は畑でございます。

恐れ入ります、8ページをお願いいたします。

報告第5号 買受適格証明願についてでございます。

番号1、地区 久居、競売対象農地 戸木町庵山\_\_\_\_\_番、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積2,341㎡、願出人\_\_\_\_\_。

これにつきましては、津地方裁判所による担保不動産競売への参加に必要な買受適格証明願でございます。

以上、件数は1件で2,341㎡、その内容は畑でございます。

当該案件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

恐れ入ります、9ページをお願いいたします。

報告第6号 時効取得による所有権の移転についてでございます。

番号1、地区 久居、譲受人\_\_\_\_\_、譲渡人\_\_\_\_\_、面積6,101㎡、申請地 戸木町北興\_\_\_\_\_番、地目 田、面積126㎡、外2筆で、合計918㎡、取得年月日 平成3年11月1日。

これにつきましては、申請地は平成3年11月1日、譲渡人から譲り受け、以来、田として耕作を営んできたものでございます。

番号2、地区 栗葉、譲受人\_\_\_\_\_、譲渡人\_\_\_\_\_、面積477㎡、申請地 庄田町谷口\_\_\_\_\_番、地目 畑、面積66㎡、取得年月日 昭和59年5月20日。

これにつきましては、申請地は昭和59年5月20日、譲渡人から譲り受け、以来、畑として耕作を営んできたものでございます。

以上、件数は2件で、984㎡、内容は田918㎡、畑66㎡でございます。以上で報告案件の説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございました。ただいま事務局から報告がありましたとおりでございますので、よろしく願いいたします。

次に、議案事項に入らせていただきます。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題とします。事務局、説明願います。

事務局 失礼します。

10ページをお願いします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、譲受人\_\_\_\_\_、面積6,405㎡、譲渡人\_\_\_\_\_、面積11,348㎡、申請地 川方町中通り\_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも田、面積54㎡、外13筆で、合計6,419㎡。

これにつきましては、労働力不足で営農を縮小しようとする譲渡人が、営農拡大しようとする譲受人へ譲り渡ししようとするものでございます。

番号2、地区 久居、譲受人\_\_\_\_\_、面積52,659㎡、譲渡人\_\_\_\_\_、面積7,458㎡、申請地 新家町浜井場\_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも畑、面積522㎡、外2筆で、合計868㎡。

これにつきましても、高齢による労働力不足で営農縮小しようとする譲渡人が、申請地の近隣で耕作し、農業経営規模を拡大しようとする譲受人に、譲り渡しをしようとするものです。

番号3、地区 高岡、譲受人\_\_\_\_\_、面積113,237.61㎡、譲渡人\_\_\_\_\_、面積10,132㎡、申請地 一志町高野ハサマ\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積1,051㎡、外2筆で、合計3,038㎡。

これにつきましても、高齢による労働力不足で営農縮小しようとする譲渡人が、申請地に隣接して耕作し、農業経営規模を拡大しようとする譲受人、譲り渡しをしようとするものです。

番号4、地区 川口、譲受人\_\_\_\_\_、面積23,299.3㎡、譲渡人\_\_\_\_\_、面積12,075㎡、申請地 白山町川口杉ヶ瀬\_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも田、面積1,266㎡。

これにつきましても、高齢による労働力不足で営農縮小しようとする譲渡人が、申請地に隣接して耕作し、農業経営規模を拡大しようとする譲受人に、譲り渡しをしようとするものです。

以上、合計件数は4件で、合計11,591㎡、その内訳は、田10,723㎡、畑868㎡でございます。

以上、議案第1号のいずれの案件につきましても、農業をまじめに行い、また農機具も保有しており、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございます。事務局の説明がありましたが、現地に立ち会

っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

田口委員 28番 田口です。1番と2番と。

議長 はい、お願いします。

田口委員 これ、ただいまの事務局の説明のとおりでございます。両方とも、1番も2番も営農拡大ということで、よろしくをお願いします。

議長 はい、ありがとうございます。3番、お願いします。

田中委員 31番 田中です。10月12日に、守山委員と事務局とで現地を確認いたしました。3筆になっておりますが、作業上の関係で、1枚の田になってまして、規模の拡大です。\_\_\_\_\_ところはかなり規模拡大でやっております。今後もしそういうふうな方向で取り組むと思いますので、ひとつよろしくお願いたいと思います。  
以上です。

議長 はい、ありがとうございます。4番、お願いします。

池田委員 35番 池田です。15日の日に総合支所1名と委員3名で、午後1時から現場で立ち会いました。

池田委員 現地も見てまいりましたけれども、場所的には、ここから1kmぐらい下へ下った杉ヶ瀬という地域の中の入り口で、そこにつきましては、\_\_\_\_\_さんの家の端ということで、問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。ただいまの地元委員の説明ございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。いかがですか。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することを決定したいと思います。

続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）を議題とします。事務局、説明願います。

事務局 失礼します。

恐れ入ります、12ページをお願いします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員

会許可)でございます。

番号1、地区 大三、申請者\_\_\_\_\_、申請地 白山町二本木沖広\_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも畑、面積429㎡。

これにつきましては、申請者の後継者の転入に伴い、申請地に後継者用の一般個人住宅を建設しようとするものでございます。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 奥津、申請者\_\_\_\_\_、申請地 美杉町奥津岡本\_\_\_\_\_番、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積373㎡、外1筆で、合計815㎡。

これにつきましては、約80年ほど前に、申請者の親族が農地法手続を行わずに申請地に一般個人住宅を建設してきてしまったものでございます。始末書の提出がありますので、追認しようとするものでございます。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件で、1, 244㎡。その内訳は、畑でございます。

いずれの案件も農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございました。事務局の説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。1番、お願いします。

森田委員 36番 森田です。去る15日午後から、事務局員1名、委員3名で現地確認をさせていただきました。場所につきましては、近鉄大三駅から\_\_\_\_\_へ向いて500mぐらい行ったところの南側。すなわち県道が並行して走っておりまして、昔の初瀬街道です。皆さんご存じと思うんですが、大三駅の前には、\_\_\_\_\_とか\_\_\_\_\_が昔からあります。そこから500mぐらい行ったところでございます。

今、事務局から説明ございましたように、特に公共下水道がもうできておりまして、下水、汚水処理については公共下水道に放流ということで、特に問題ございませんので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長 はい、ありがとうございます。2番、お願いします。

赤堀委員 37番 赤堀です。この10月10日の日に、事務局と現地のほう確認させていただきました。場所的には、ちょうど美杉の\_\_\_\_\_が奥津にあるわけなんですけれども、\_\_\_\_\_の\_\_\_\_\_の下ぐらいの辺のところでした、国道368号線沿いのところで、周囲のところは、もうほぼ農地がないというふうな形で、住宅ばかりというふうなことで、特に問題はないかと思えます。あとは、事務局説明のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。いかがですか。

守山委員 ちょっと参考に聞きたいんやけどさ。

議長 はい。

守山委員　　これ、申請者が京都の方やって、今現在どうなってるの。住んでみえますか。

赤堀委員　　現在は、今、空き家になっています。

守山委員　　空き家になってるの。なるほど。

赤堀委員　　それで、もう今まで住んでみえた方というのは亡くなられておって、その子供さんらになっておると思います。

守山委員　　わかりました。ありがとうございます。

議　　長　　よろしいですか。あと、よろしいですか。

部会委員　　<一同 意見なし>

議　　長　　それでは、お諮りしたいと思います。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員　　<一同 異議なし>

議　　長　　異議なしと認めます。よって、議案第2号について許可することと決定したいと思います。

引き続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題とします。事務局、説明願います。はい、お願いします。

事 務 局　　失礼します。

13ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 栗葉、譲受人\_\_\_\_\_、譲渡人\_\_\_\_\_、申請地 久居一色町鴻野\_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも田、面積50㎡。

これにつきましては、申請地の隣地にアパートを建設しようとする譲受人が、譲渡人より申請地を譲り受け、その駐車場用地として整備しようとするものでございます。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 栗葉、譲受人\_\_\_\_\_、譲渡人\_\_\_\_\_、申請地 森町笠ヶ広\_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも畑、面積439㎡。

これにつきましては、譲受人は譲渡人より申請地を譲り受け、一般個人住宅を建設しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 大井、譲受人\_\_\_\_\_、譲渡人\_\_\_\_\_、申請地 一志町大仰六反\_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも畑、面積262㎡。

これにつきましては、譲受人が住む住宅及び自営する印刷会社への進入道路が狭小であるため、当該地に隣接する申請地を譲渡人より譲り受け、譲受人の

家族及び来客者用の駐車場を整備しようとするものでございます。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 川合、譲受人\_\_\_\_、譲渡人\_\_\_\_、申請地 一志町片野北浦\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも畑、面積247㎡、他2筆で、合計738㎡。

これにつきましては、譲受人が譲渡人より申請地を譲り受け、申請地に隣接して譲受人が所有するアパートの駐車場用地として利用しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 川合、譲受人\_\_\_\_、譲渡人\_\_\_\_、申請地 一志町八太正光寺\_\_\_\_番、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積415㎡。

これにつきましては、申請地に隣接して自動車整備工場を営む譲受人が、平成21年4月ごろから、農地法手続を行わず、申請地を事業用自動車駐車場として利用してきてしまったものです。始末書の提出がありますことから追認しようとするものであります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 家城、譲受人\_\_\_\_、譲渡人\_\_\_\_、申請地 白山町南家城南出\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも畑、面積19㎡。

これにつきましては、譲受人は譲渡人より申請地を譲り受け、譲受人の所有地から市道へ接続する進入路の一部として活用しようとするものでございます。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は6件で、1,923㎡。その内訳は、田50㎡、畑1,873㎡でございます。

いずれの案件も農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。

以上で説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、現地に立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

鈴木委員 27番 鈴木です。1番と2番を説明させていただきます。

12日に議員6名と事務局2名で現地確認を行いました。1番の場所は、一色町の飛び地になっておりまして、ちょうど\_\_\_\_が新しくできたわけですが、その東側で、\_\_\_\_と\_\_\_\_の境ぐらいの東側の場所です。もう、付近のほうは、ちょっと一般住宅と畑と混在になってまして、何ら問題はないかと思えます。

2番の件につきましては、県道羽野線で、\_\_\_\_があるんですけれども、そこから西へ約1kmぐらい西へ行ったところにある、以前からあった集落です。これも、集落の中へ作られる住宅ですので、周囲の同意もとっており、何ら問題はないと思えます。詳細については、事務局の説明どおりですので、よろしく願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。3番、お願いします。

田中委員 31番 田中です。これも、この案件につきましても、12日の日に回らせ



てもらいました。内容については、事務局の説明どおりですが、場所的には、                    おりてもらって、白山のほうへ来る、                    の300mぐらいのところの場所でございます。                    さんところもちよっと手狭ということで、ここを進入路といいますか、駐車場にされるというふうなことで、問題はないかと思っておりますので、よろしく願いしておきます。

議 長 はい、ありがとうございます。4番、お願いします。

守山委員 33番 守山です。この4番と5番と説明させていただきます。  
まず、4番の川合の件でございます。一志町片野北浦というところは、松阪市の平生と津市一志町の片野、場所はちょうどこの境界のところでございます。そして、事務局から説明ありましたとおり、これはアパートによる駐車場ということでございます。  
それから、5番の川合、一志町八太正光寺。これは、ちょうど場所的には、あれは、高速道路の下であり、この申請地の真北は、一志町日置なんです。この申請地は一志町八太でございます。これも境界のちょうど境目でございます。そして、真東にその                    があるということで、その西側がこの申請地の畑であったところへ、その                    が、今回の転用目的と聞いております。  
以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございました。6番、お願いします。

浅井委員 はい、34番 浅井でございます。家城、6番について説明をさせていただきます。  
15日の1時から、事務局1名と地元委員3名で現地を確認を行いました。場所は、家城に                    があったんですが、もうそれも                    されて、今                    ですが、そこから南へ30mぐらい行ったところが現地でございます。申請内容については、進入、入り口がないということで、わずか19㎡の面積を買い取られるということでございますので、何ら問題はないと思っておりますので、よろしく申し上げます。  
以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。ただいま地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。いかがですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号について許可することと決定したいと思います。  
続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）を議題とします。事務局、説明願います。

事務局 14ページをお願いいたします。  
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）でございます。  
番号1と2は関連する申請ですので、一括ご説明申し上げます。  
番号1、地区 下之川、借り人\_\_\_\_、貸し人\_\_\_\_、申請地 美杉町下之川ツツジ\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも畑、面積323㎡、他1筆で、合計500㎡。  
番号2、地区 下之川、借り人\_\_\_\_、貸し人\_\_\_\_、申請地 美杉町下之川ツツジ\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも畑、面積279㎡。  
この番号1と番号2の申請地につきましては、\_\_\_\_の\_\_\_\_の実施に伴い、借り人は貸し人より申請地を借り受け、事務所及び資機材置き場用地として一時転用しようとするものです。なお、期間は3カ月間でございます。  
農地区分は第2種農地と判断されます。  
以上、件数は2件で779㎡、その内訳は畑でございます。  
農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。  
以上で説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございます。説明がありましたが、現地に立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。はい、お願いします。

向田委員 40番 向田です。10月11日に、担当者と確認させていただきました。\_\_\_\_に用する、倉庫並びに資材置き場ということで、ひとつよろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見がありましたら、よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することと決定したいと思います。  
続きまして、議案第5号 非農地証明願についての議題とします。事務局、説明願います。

事務局 失礼します。  
それでは、15ページお願いします。  
議案第5号 非農地証明願についてでございます。  
番号1、地区 大井、願出者\_\_\_\_、申請地 一志町井生岡田\_\_\_\_番、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積983㎡。

これにつきましては、申請地は地目は田であるものの、\_\_\_\_\_との契約のもと、平成元年12月ごろから、\_\_\_\_\_により農村公園として整備・活用を図ってきているものでございます。

津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第3号の規定により、当該土地が農地以外に供され20年以上経過している要件に該当しているものと考えます。

番号2、地区 大三、願出者\_\_\_\_\_、申請地 白山町三ヶ野東谷\_\_\_\_\_番、台帳地目 田、現況地目 山林、面積727㎡、他5筆で、合計1,484㎡。

これにつきましては、申請地は昭和50年代ころまでは願出者の義父が耕作を行ってきたものですが、その後、耕作者の義父が亡くなり、また当該地が農業機械が入れない地理的不便さや、獣害等も重なり、これまで農地として活用できずに来てしまったものであります。

申請に際しては、平成2年に国土地理院が撮影した空中写真撮影記録証明書が添付されており、これら物件が確認されますことから、20年が経過していると判断され、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定により建物もしくは工作物の建造等がなされており、当該土地が農地以外に供され20年以上経過している要件に該当しております。

以上、件数は2件で、2,467㎡、その内訳は、田1,838㎡、畑629㎡でございます。

農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。

以上で説明を終わります。

議 長 はい、ありがとうございました。事務局より説明がありましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。いかがですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第5号については証明することを決定したいと思います。

続きまして、別冊としてお配りいたしました議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局、説明願います。

事 務 局 恐れ入ります、別冊津市農用地利用集積計画をお願いします。

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

表紙1枚めくっていただいて集計表をご覧ください。

右下の合計欄に掲げてありますように、今月は総合計で15件、41,929㎡の集積がございました。その内容は、賃貸借、使用貸借及び所有権移転でございます。

久居地区は、2件で7,955㎡。その内訳は、田7,955㎡でございます。

一志地区は、3件で6,090㎡。その内訳は、田6,090㎡でございます。

白山地区は、4件で12,864㎡。その内訳は、田12,864㎡でございます。

美杉地区は、6件で15,020㎡、その内訳は、田3,081㎡、畑11,939㎡でございます。

以上、合計で田の集積が、賃貸借と使用貸借及び所有権移転を合わせて29,990㎡で、畑の集積が、賃貸借と使用貸借を合わせて11,939㎡で、総合計が15件で41,929㎡となっております。

また、認定農業者への集積状況は3件で、11,717㎡となっており、その件数内訳は、白山地区2件、一志地区1件となっております。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。事務局の説明がありましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、意見もないようでございますので、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第6号についてご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第6号について適正であると認め、市長に進達することといたします。

以上で、本部会に付議されました議案はすべて審議を終了いたしました。ありがとうございます。

午後3時25分

上記は、第10回第2農地部会の議事を録したものである。

平成24年10月18日

議長

出席委員

出席委員